

井手小学校と多賀小学校で、ドローンを使ったプログラミングの体験授業が行われ、5、6年生の児童が小型のドローンを指定されたルートで飛行させるミッションに挑戦しました。(P02)



## 目次

平成 30 年度決算報告	P03
バイク・軽四の廃車・名変手続きはお早めに	P06
自動車急発進防止装置取付費用を補助してます	P08
新型コロナウイルス等対策について	P10
SOS ネットワークに事前登録しませんか？	P13

町の人口 (3月1日現在)

男性	3,584 人
女性	3,835 人
計	7,419 人

広報いで IDE TOWN PUBLIC RELATIONS

# 3

令和 2 年 3 月  
2 0 2 0  
No.570

# 広報いで



135人が元気に駆ける  
井手町マラソン大会・町民ジョギング大会



元気にスタートする選手の皆さん

第14回井手町マラソン大会・第28回町民ジョギング大会が、1月19日(日)、自然休養村サブセンター前を発着点に行われ、参加した選手たちが1.5キロ、2.5キロ、7キロの3つのコースで健脚を競い合いました。

マラソン大会には小学1年生から一般まで135人が参加しました。  
ジョギング大会と小学1・2年生の部が行われたあと、マラソン大会各部の選手たちがサブセンター前を相次いでスタート。選手たちは寒風にも負けず、元気に完走を果たしました。  
上位入賞者は次のとおりです。(敬称略)

【1.5キロ小学生1・2年】  
男子の部 ①森島悠月 ②西島漣 ③奥田幹太  
女子の部 ①西島由莉 ②下司和奏 ③市場真輝

【2.5キロ小学生3・4年】  
男子の部 ①奥田蒼大 ②辻井暖人 ③西田真乃介  
女子の部 ①打浪此夏 ②田中花歩 ③濱田萌衣

【2.5キロ小学生5・6年】

男子の部 ①田中昊良 ②脇野琉威 ③山口元輝  
女子の部 ①木田遥 ②川本美海 ③田中鈴菜

【7キロ中学生】  
男子の部 ①内海郁人 ②木原宏樹 ③浅野恵介  
女子の部 ①高野沙妃 ②森姫々

【7キロ一般(39歳以下)】  
男子の部 ①北川拓男 ②浅田義幸 ③笹内康博  
女子の部 ①福岡春海 ②金野恵里

【7キロ一般(40歳以上)】  
男子の部 ①山本博之 ②小山烈 ③野崎建治  
女子の部 ①大倉直子

ドローン使って  
プログラミング授業

ドローンを使ったプログラミングの体験授業が井手小学校で2月21日(金)、多賀小学校で27日(木)に行われ、井手小では、6年生39人が小型のドローンを指定されたルートで飛行させるミッションに挑戦しました。

コンピュータの活用能力とプログラムを組む論理的思考を身につけてもらう



タブレット端末でドローンの動きを設定する児童たち

と行われた授業です。  
本町では、令和2年度から本格実施となる小学校でのプログラミング教育に向けて、平成30年度から井手町学校教育情報化検討委員会にプロジェクトチームを立ち上げて、カリキュラムを検討。本年度は試行の年と位置付け取組を進めてきました。

授業では、児童たちがタブレット端末を使い、向きや移動距離、高さなど、ドローンの動きを試行錯誤しながら設定。ドローンを実際に飛ばしてみても、想定通りに飛行すると体育館には歓声が響き渡りました。



## 平成30年度決算報告

# 一般会計決算

# 3億5381万1千円の黒字でした

平成30年度の一般会計と6つの特別会計（国民健康保険・多賀地区簡易水道事業・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・多賀財産区）、井手町水道事業会計の決算は、昨年9月の定例町議会に提案されたのち、昨年の12月定例町議会で認定されました。

各会計における決算は表1のとおりです。

一般会計の決算額は、歳入50億7658万5千円に対し、歳出46億6827万4千円で、差し引き形式収支では、4億831万1千円の黒字となりました。このうち、翌年度への繰越明許財源5450万円を差し引いた実質収支は3億5381万1千円となり、これが平成31年度への繰越金となりました。

監査委員の報告では、「日本の景気は、緩やかに回復しているとされておりますが、井手町のように財政基盤の弱い自治体では、景気回復が十分に波及するとは限らないため、

油断せず健全な行財政運営に努めていく必要があると考えます。今後も歳入の確保は厳しい状況が続くと予想されますが、歳出については限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるため、施策の緊急度・重要度や経済性・効率性・有効性を判断しながら、JR玉水駅周辺整備をはじめ、安全・安心のための防火水槽の設置やいづみ人権交流センターのエレベーター整備、また、特別支援学校の建設に向けて町道の整備など各種事業に積極的に取り組まれており、さらに、計画的に各種基金を積み立て、それらを有効に運用されて健全な行財政運営に努められているなど、評価すべき点が随所で見受けられます。」と総括されました。

また、「今後も、第4次総合計画に掲げられた基本理念を実現するため、歳入・歳出両面において中・長期的な視点に立ち、実効性のある事務事業の進捗管理に基づいた行財政運

営により健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組み

ることを期待します」と述べられています。

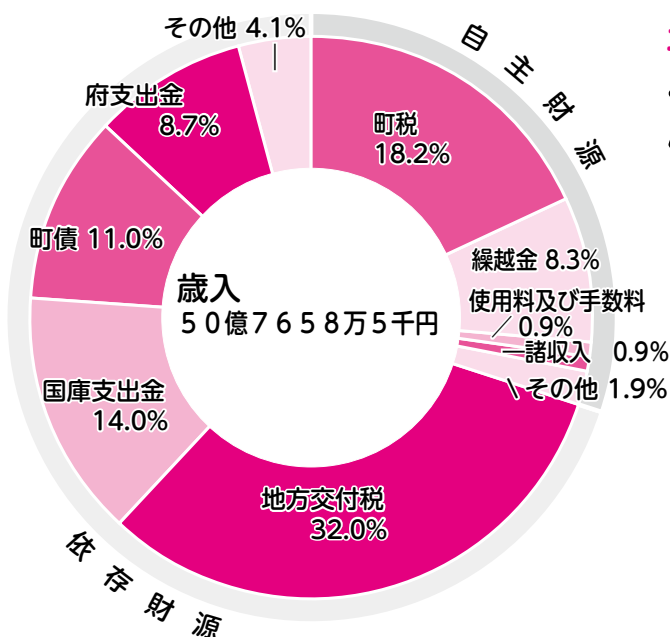
表1 各会計別 歳入・歳出 (単位：千円)

会計別	歳入	歳出	翌年度へ繰り越すべき財源	実質収支	備考	
一般会計	5,076,585	4,668,274	54,500	353,811		
特別会計	国民健康保険特別会計	858,289	852,504	0	5,785	
	多賀地区簡易水道事業特別会計	52,823	47,705	0	5,118	
	後期高齢者医療特別会計	105,890	102,123	0	3,767	
	介護保険特別会計	883,322	833,993	0	49,329	
	公共下水道事業特別会計	419,942	405,566	0	14,376	
	多賀財産区特別会計	3,660	1,915	0	1,745	
井手町水道事業特別会計	収益的収入	129,706	収益的支出	104,966	差引額	24,740
	資本的収入	15,537	資本的支出	61,507	差引額	△ 45,970
	計	145,243		166,473		△ 21,230

(消費税含)

# 平成30年度決算報告

## 歳入（収入）



### 歳入

歳入は50億7658万5千円で、前年度より818万4千円（0.2%）の減となりました。主なものは町税（1296万2千円）、国庫支出金（2億2580万9千円）、府支出金（5196万4千円）、町債（2億3570万円）等が増加し、繰入金（5億4799万7千円）、地方交付税（1429万6千円）等が減少しました。

### 町税

9億2242万円（対前年度比1.4%増）

町税収入は、歳入全体の18.2%を占め、1世帯あたり26万8458円、1人あたり12万3931円を納めていただいたこととなります。

### 国庫支出金

7億1080万6千円（対前年度比46.6%増）

国の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三つに分類されて交付されるものです。

### 府支出金

4億4303万3千円（対前年度比13.3%増）

府の行政に要する経費、町の特定の施策を行うための経費に充てるため、その財源の全部または一部をその目的、性格により、負担金、補助金、委託金の三つに分類されて交付されるものです。

### 町債

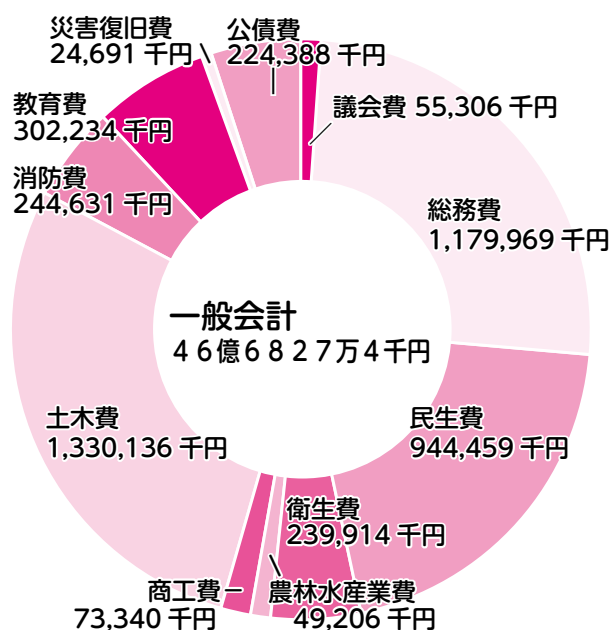
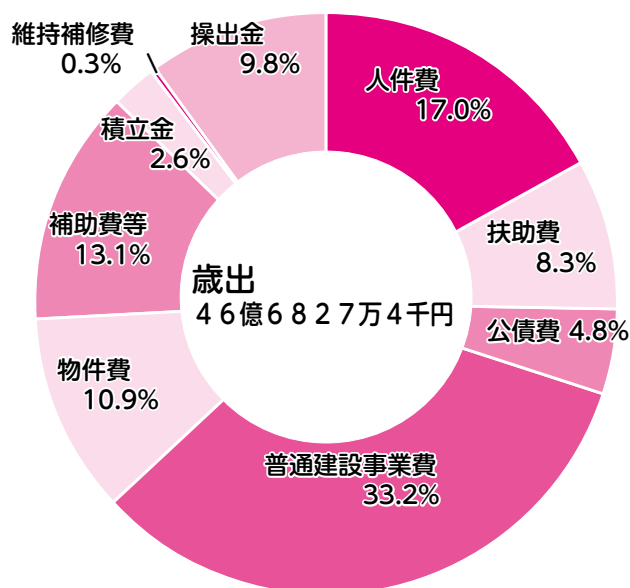
5億5670万円（対前年度比73.4%増）

JR玉水駅周辺整備ほか町道整備などに充当するため5億5670万円を借り入れしています。

### 地方交付税

16億2257万8千円（対前年度比0.9%減）

地方公共団体が、標準的な行政運営を行う場合、財源不足額に応じて国から交付されるお金です。歳入全体の32.0%を占めています。



# 平成30年度決算報告

## 歳出 (支出)

### ●歳出

歳出は46億6827万4千円で、前年度より5億545万8千円(0.1%)の増となりました。主な支出は次のとおりです。

### ■総務費

11億7996万9千円(対前年比2.8%増)

・防犯カメラ整備	121万6千円
・街灯LED整備	667万円
・各区街灯及び商工会公安灯助成	135万8千円
・空き家再生支援	333万9千円
・JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助	1億22万7千円
・イントラネットシステム機器更新	3919万円
・戸籍総合システム機器更新	1581万6千円
・特別会計繰出金	4億5783万4千円

### ■民生費

9億4445万9千円(対前年度比2.5%増)

・社会福祉協議会活動費	1808万8千円
・障害者自立支援事業費	2億474万3千円
・老人医療	812万円
・児童手当等	9220万円
・子ども・子育て支援計画策定業務	104万2千円
・多賀保育園遊戯室改修	352万8千円
・いづみ人権交流センターエレベータ整備	5225万3千円

### ■衛生費

2億3991万4千円(対前年度比1.7%減)

・予防接種事業、健康増進等予防費	3067万6千円
・乳児健診等母子保健費	507万円
・一般廃棄物収集運搬委託	3357万5千円
・城南衛生管理組合分担金	8575万2千円
・塵芥車購入	894万4千円

### ■農林水産業費

4920万6千円(対前年度比8.1%増)

・有害鳥獣駆除	537万1千円
・新規就農者確保対策事業	300万円

・農業者等復興支援事業	162万4千円
・森林整備事業	165万円

### ■商工費

7334万円(対前年度比4.9%減)

・プレミアム付商品券発行事業補助	896万7千円
・商工会振興事業	750万円
・桜まつり	550万円
・企業立地促進助成	3544万1千円

### ■土木費

13億3013万6千円(対前年度比69.4%増)

・町道1号線道路改良他	3億455万3千円
・町道19号線道路舗装他	1428千3千円
・JR玉水駅周辺整備	8億4795万4千円
・JR玉水駅西交通広場整備	1370万3千円
・橋梁長寿命化事業	836万3千円
・合藪ポンプ場施設整備改修等	2172万9千円
・下排水路改修工事	846万4千円
・町営住宅環境整備他	1490万9千円

### ■消防費

2億4463万1千円(対前年度比15.6%減)

・常備消防委託料	1億6547万1千円
・防火水槽設置	1987万5千円
・全国瞬時警報システム更新	325万円
・指揮広報車購入	539万4千円

### ■教育費

3億223万4千円(対前年度比10.3%増)

・学校給食費支援事業	1971万7千円
・多賀小学校外壁改修	453万9千円
・泉ヶ丘中学校外壁改修	1066万7千円

### ■災害復旧費

2469万1千円(対前年度比146.4%増)

・町道35-00号線等災害復旧事業	2395万8千円
-------------------	----------

### ■公債費

2億2438万8千円(対前年度比72.3%減)

・償還元金	2億413万3千円
・償還利子	2024万4千円





## ■ 税務課からのお知らせ バイク・軽自動車の 廃車・名義変更 の手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年その年の4月1日現在で所有している人に課税されます。

盗難などで、現在所有していないけれども廃車の手続きをされませんと課税されることとなります。

なお、廃車・名義変更の手続きをする場所は、下表のとおりです。

※4月1日を過ぎますと、実際にはバイクや軽自動車を所有していないのに課税されることとなりますのでご注意ください。

また、陸運支局等では毎年、年度末の3月は窓口が

大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、登録・異動・廃車等の申請は、できるだけ早め(3月16日ごろまで)に済ませていただくようお願いいたします。

なお、軽自動車税納税通知書は4月中旬に発送いたしますので、4月20日(月)までに納税通知書が届いていない方、もしくは、廃車申告等の手続きをされたのに納税通知書が届いている方は、お手数ですがご連絡ください。

### ■ 減免申請は納期限までに

軽自動車税には、身体に障がいのある方に対する減免制度があります。この制度を受けようとする方は、軽自動車税納税通知書がご自宅に届いてから、納期限(4月30日(木))までに税務課で申請手続きをしてください。

【申請手続に必要な書類等】  
○減免申請書(税務課にあります)

○軽自動車税納税通知書  
○障害者手帳等に関する証明書

○当該車両を使用される方の運転免許証

○軽自動車検査証

○申請者のマイナンバーカード(プラスチック製のもの)または通知カード(紙製のもの) + 本人確認書類(障害者手帳や運転免許証など)

なお、減免対象者は一定の要件を満たす必要がありますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

種類			手続場所
原動機付自転車(排気量 125cc以下) 小型特殊自動車(農耕用・その他)			役場税務課 Tel 82-6163
軽自動車	二輪	125cc超 250cc以下	京都運輸支局 Tel 050-5540-2061
	三輪 四輪	660cc以下	軽自動車検査協会 Tel 050-3816-1844
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)			京都運輸支局 Tel 050-5540-2061

# 固定資産税の

## 縦覧・閲覧

▽土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が町内の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認できるように「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」が縦覧できます。

### ○縦覧事項

「土地価格等縦覧帳簿」  
所在、地番、地目、地積、評価額

「家屋価格等縦覧帳簿」  
所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額

▽固定資産課税台帳の閲覧  
納税義務者が所有する固定資産、借地人・借家人が使用している固定資産、賦課期日後に固定資産を取得された方などが、対象資産について「固定資産課税台帳」に記載された内容を閲覧することができます。

### ○閲覧事項

「土地課税台帳」  
所有者の住所・氏名、土地の所在、地番、地目、地積、

評価額など

「家屋課税台帳」

所有者の住所・氏名、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額など

「償却資産課税台帳」

所有者の住所・氏名、取得価格、帳簿価格、評価額など

《必要書類等》

- ① 印鑑（認印）
  - ② 納税通知書、課税明細書
  - ③ 本人が確認できる免許証等
  - ④ 委任状と代理人本人が確認できる免許証等
  - ⑤ 賃貸借契約書と本人が確認できる免許証等
  - ⑥ 所有権を取得したことを証する書類と本人が確認できる免許証等
- ▽縦覧期間 令和2年4月1日から令和2年4月30日（土、日・祝日を除く）
- ▽閲覧期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日（土、日・祝日及び12月29日から1月3日を除く）

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産税台帳等の閲覧のできる方

	縦覧・閲覧のできる方	必要書類等
縦覧	納税者（現に土地又は家屋の固定資産税を納めている方）	①・②または③
	納税者と同一世帯の親族	①・②または③
	納税管理人	①・②または③
	納税者の代理人	①・④
閲覧	納税義務者	①・②または③
	納税義務者の代理人	①・④
	借地人・借家人	①・⑤
	賦課期日後に固定資産を取得された方など	①・⑥

▽縦覧・閲覧時間 午前8時半から午後5時15分（正午から午後1時までを除く）

▽場所 税務課

\*お問い合わせは、税務課（TEL 82 - 6163）まで

## 町民税・府民税の申告を忘れていませんか？

町民税・府民税の申告は、あなたの昨年1年間（平成31年1月1日～令和元年12月31日）の全ての所得及び控除などの申告をしていただくもので、町民税と府民税を計算する重要な資料となるものです。

### 【申告しなければならない人】

- ・令和2年1月1日現在、井手町に住所を有する人で、昨年1年間に所得があり、所得税の確定申告の提出の必要のない人（勤務先から給与支払報告書や公的年金支払報告書が役場に提出されている場合は申告の必要はありません。）
- ・給与や公的年金等の源泉徴収票に記載されてい

ない所得控除（扶養控除や社会保険料控除など）がある人  
※公的年金等の収入400万円以下で確定申告の必要がない場合でも住民税の申告が必要な場合があります。

### 【所得のなかった人】

申告義務はありませんが、申告がないと福祉関係や国民健康保険税などの算定に影響が出る場合や所得に関する証明書の発行ができない場合がありますのでご注意ください。  
\*お問い合わせは、税務課（TEL 82 - 6163）まで





# 自動車急発進防止装置 取付費用を補助します



井手町自動車急発進  
防止装置取付費用補  
助のサイト

平成31年4月1日より、町内に居住している満70歳以上の方に対して、交通事故の防止や事故時の被害軽減を図るため、所有する自動車への急発進防止装置の取付けに係る費用の一部に対して補助を行っていきます。(ただし、急発進防止装置を取り付けた日から1年以内とします。)

## 【対象者】

次のすべてに該当する方。  
①町の住民基本台帳に記載されている方であり、申請時において満70歳以上の方。

②非営利かつ自ら使用する目的で補助の対象となる自動車へ急発進防止装置を取り付けた方。  
③自動車運転免許証を所有している方。  
④取付業者で取り付けをした方。

## 【補助金の額】

急発進防止装置の取り付けに要した費用の2分の1を乗じて得た額(百円未満の端数が生じたときは切り捨て)以内とし、2万円を上限とします。

## 【申請に必要なもの】

次の①～⑦の書類を用意し、高齢福祉課にて申請を行ってください。

①井手町自動車急発進防止装置取付費補助金交付申請書

②補助対象経費の内訳が明記されている領収書の写し  
※改造の箇所及び経費を明らかにしたもの

③取り付け箇所の写真  
④有効期限内にある運転免許証の写し及び自動車検査証の写し  
⑤井手町自動車急発進防止装置取付費補助金交付請求書

⑥補助金振込口座の分かるもの(預金通帳)

⑦印鑑

※①および⑤については、町ホームページからダウンロードしていただくか、窓口にてお渡しすることができま

す。  
お問い合わせは、高齢福祉課 (Tel 82・6165) まで。

## 急発進防止装置

自動車の停止時又は徐行時において、アクセルペダルが急激に踏み込まれた際に急発進を抑制し、若しくはアクセルペダルとブレーキペダルが同時に踏み込まれた場合にブレーキ操作が優先される装置。



# 不妊治療等助成制度のお知らせ

井手町では一般不妊治療、不育症治療（検査）を受けておられるご夫婦の経済的負担を軽減するために、治療等に要した医療費の一部を助成しています。

## 《対象となる方》

- (1) 京都府内の市町村に引き続き1年以上住所を有しているご夫婦のうち、井手町内に住所を有している間に不妊治療等を受けられた方
- (2) 各種医療保険に加入しておられる方
- (3) 人工授精に要した費用について、助成を申請する場合は法律上の婚姻をされている方

## 《対象となる治療費及び助成金額等》

### (1) 一般不妊治療

①不妊治療（健康保険適用分）に要した医療費（自己負担分）

②人工授精に対して負担した医療費

◆①及び②の医療費のそれぞれの2分の1の額の合計（お一人につき1年度あたり10万円を限度）。①の医療費のみに対して助成するときは6万円を限度

### (2) 不育症治療等

不育症の原因を特定するための検査及び不育症の治療（いずれも健康保険適用分）に対する医療費（自己負担分）

◆医療費の額の2分の1の額（お一人につき1回の妊娠あたり10万円を限度）

※京都府の制度で、体外受精、顕微授精、男性不妊治療に対する助成制度として「特定不妊治療費助成事業」があります。

詳しくは山城北保健所綴喜分室（Tel 63 - 5745）までお問い合わせください。

## 《申請手続き》

保健センターで受け付けます。

詳細や申請に関するお問い合わせは、井手町保健センター（Tel 8 2 - 3 3 8 5）へ

## 井手町役場の時間外窓口および取次所業務のご案内

井手町では住民の利便とサービスの向上を図るため、時間外窓口および取次所を設置しています。

### 【時間外窓口による証明書交付】

- 申請手続方法 平日の業務時間内に電話予約（Tel 8 2 - 6 1 6 4）により申請をしてください
- 証明交付場所 井手町役場住民福祉課
- 交付時間 午前8時半～午後5時（正午～午後1時は除く）の間で指定した時間

### 【取次所による証明書交付】

- 取次所設置場所 井手町老人福祉センター賀泉苑
- 業務時間 平日午前9時～午後5時（正午～午後1時は除く）

### ■申請手続方法

- ①取次所で住民票の写し等請求書等により申請をしてください
- ②平日の午後3時までの申請分については、その日の午後4時～5時に証明書を交付できます
- ③平日の午後3時以降の申請分については、翌日に証明書を交付できます。ただし、金曜日（平日の最終日）の午後3時以降の申請分については、翌開庁日の正午までに証明書を交付できます

### ■時間外窓口・取次所において交付できる証明は次のとおりです

- ①「住民票の写し」 1通 300円
- ②「住民票記載事項証明書」 1通 300円
- ③「印鑑登録証明書」 1通 300円

※本人確認ができる書類の提示が必要になりますのでご注意ください。

※印鑑登録証明書を発行する際に印鑑登録証カードを必ずご持参ください。

ご持参いただけない場合は交付することができません。

※時間外窓口および取次所では、住民票の写し等の即時発行はできませんのでご注意ください。

※マイナンバーカードの休日交付を希望される方はお電話にてご相談ください。

## 新型コロナウイルス等対策について

# 感染しない！ 感染させない！ 手洗い・咳エチケット

### 手洗い

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。  
外出先から帰宅時や調理の前、食事前などこまめに手を洗いましょう！

### 咳エチケット

咳やくしゃみが直接人にかからないようにカバーしましょう。  
<咳やくしゃみをするときは>  
・ティッシュなどで鼻と口を覆う。  
・とっさの時は袖や上着の内側で覆う。  
・マスクを着用する。  
・周囲の人からなるべく離れる。



## 新型コロナウイルス感染症 専用の相談窓口

○厚生労働省の電話相談窓口（フリーダイヤル）  
Tel 0120-565653  
受付時間 午前9時～午後9時

○京都府の相談窓口  
帰国者・接触者相談センター  
Tel 075-414-4726  
受付時間 24時間対応  
山城北保健所 Tel 21-2911  
受付時間 午前8時半～午後5時15分(平日のみ)



2020年4月から  
事業所、飲食店などの多くの施設において

## 屋内は原則禁煙になります

ご存知ですか？

改正健康増進法が2020年4月1日より全面施行されますので、早めの準備をよろしくお願いいたします。

POINT  
1

20歳未満の方は喫煙エリアへの立ち入りが禁止に

POINT  
2

屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に

POINT  
3

喫煙室には標識表示が義務付けに



※標識は厚生労働省のHPからダウンロードできます



小さなお子様を連れたいご家族での施設利用の際は、ご注意ください

### 事業者の皆様へ

20歳未満の従業員も立ち入ることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設の管理者は義務違反の対象となります。

「既存特定飲食提供施設」を希望される事業者は、所在地の保健所に届出を提出してください。

改正健康増進法について、より詳しい情報は以下のWEBサイトでご確認ください。

厚生労働省  
特設サイト



厚生労働省（法令  
など掲載ページ）



京都府の受動  
喫煙防止対策



問い合わせは 京都府山城北保健所 保健室  
(Tel 21-2192 FAX 24-6215)



保健医療課からのお知らせ

## ■人間ドックの受付開始について

令和2年度(2020年度) 人間ドック助成受付を4月1日(水)より開始します。

「国民健康保険」や「後期高齢者医療」の加入者を対象に、下記の医療機関において、人間ドックの助成を行っています。(健診に要する費用額の7割相当額を助成します)

### 受診機関

- ・京都山城総合医療センター
- ・田辺中央病院
- ・武田病院グループ (武田病院健診センター・宇治武田病院健康センター・武田総合病院健康管理センター・山科武田ラクト健診センター)

※国民健康保険の人間ドックと特定健康診査、後期高齢者の人間ドックと後期高齢者健康診査の重複受診はできません。

お問い合わせは、保健医療課 (Tel 82-6166) まで  
※詳細は広報4月号にてご案内します。



## ■国民健康保険証の更新について

### 新しい保険証は3月中に郵送します

現在、お持ちの保険証(やまぶき色)の有効期限は令和2年(平成32年)3月31日のため、滞納のない世帯につきましては、新しい保険証(さくら色)を3月中に簡易書留郵便で世帯主様あてに郵送します。

保険証の郵送日時点において国民健康保険税の滞納がある世帯に関しては、更新手続きが必要になりますので後日郵送する通知をご確認ください。

### 届け出

新しい保険証は3月中にご家庭へ簡易書留にて郵送いたしますが、受け取られた保険証の内容が実態と異なる場合は、新旧の保険証、印鑑及び免許証、個人番号(マイナンバー)など、本人確認ができるものを持って保健医療課に届け出をしてください。

また、現在お持ちの保険証(やまぶき色)は4月1日以降の使用ができませんので、お手数ですがハサミやシュレッダーなどで処分をお願いいたします。

お問い合わせは、保健医療課 (Tel 82-6166) まで



【シャキッと脳トレ ~やってみよう!~】

並んでいる文字の中に2つのキーワードが隠(かく)されています。  
 並び替えながら探してください。

(例題) なりごなんば

→答えは、「りんご」と「ばなな」

★上の例題のように問題をやってみましょう!

(問題) かめすかもら



いつもひまわり通信をお読みいただき、ありがとうございます。今年度は生活習慣病をはじめ健康をテーマにコラムを掲載してきました。病気から認知症につながるリスクも高く、普段の生活習慣の見直しや心がけが非常に大切です。

すなわち、誰にでも認知症になる可能性はあり、認知症は特別な病気ではないと言えます。少しでも何かがおかしいと感じたとき、かかりつけの病院等があれば医師に相談すると良いでしょう。また、本人よりも先に周りが異変に気づくということもあります。自分の身に何か起こったときのことを見据えて、家族や相談機関などと相談しておくのも良いかもしれません。

次年度も当コラムを通じて、みなさんが普段の健康管理や認知症予防について意識できる機会になればと考えています。



**ピンと体操 グーンと体操 シャキッと体操**

足腰を鍛えて歩く力をいつまでも保つことが健康寿命を伸ばす秘訣です。中級編その二♪  
 1種目 10回を目安におこない、慣れてきたら2~3セットを目標にしましょう。  
 注) ストレッチなどで体をほぐしてからおこないましょう。



**内もも**

(手順)

- ① 両手を合わせて、膝の間に入れる
- ② 合わせた両手を両足で閉める
- ③ 緩める
- ④ くり返す



**上体ひねり**

(手順)

- ① 肩の高さで手を組む
- ② 横に体をひねる
- ③ ゆっくりと体を戻す
- ④ 反対もおこなう

参考：独立行政法人国立長寿医療研究センター、2011、『認知症予防マニュアル 記憶力の向上を目指したプログラム』

シャキッと脳トレの正解：「からす」と「かもめ」



# 井手町SOSネットワークに 登録しませんか？

## ■井手町SOSネットワークとは？

徘徊等により行方不明になるおそれのある方の名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録することで、早期発見に役立てる制度です。

徘徊等により行方不明になった場合、家族や警察だけでなく地域で協力し、対象者をいち早く発見し家族のもとに帰られるよう、①事前の届け出、②行方不明時の情報提供による、生命と安全を守るネットワークです。

## ■どんな所が協力しているの？

介護保険事業所、商店や民間企業、民生委員等の団体が参加協力しており、たくさんの方の『目』が早期発見につながります。

## ■協力団体は何をするの？

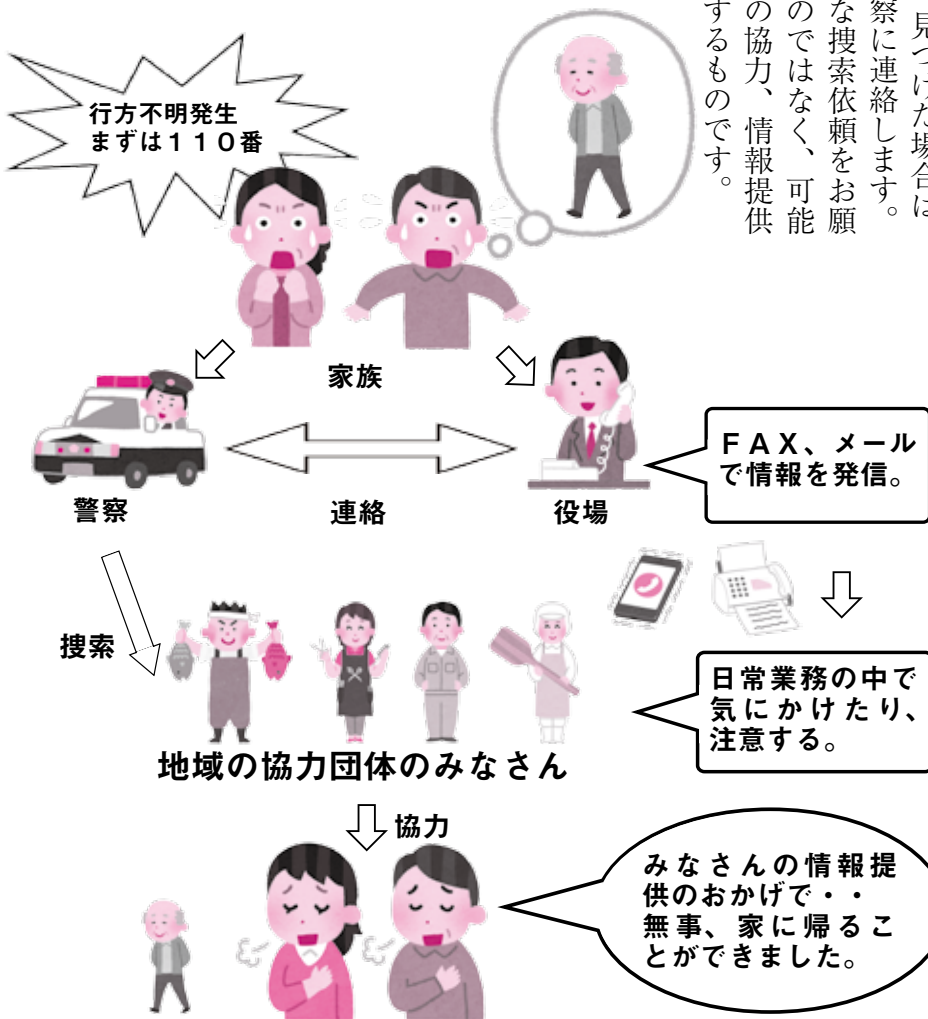
協力団体、募集中  
行方不明が発生した場合、行方不明者の情報が役

場から協力団体にFAXやメールで送られます。

情報を受けた協力団体は、通常の業務や生活の中で、行方不明者について、気にかけていたり、見つけた場合は、役場や警察に連絡します。

積極的な搜索依頼をお願いするのではなく、可能な範囲での協力、情報提供をお願いするものです。

## ■「井手町SOSネットワーク」の流れ



■事前登録でスムーズ搜索  
事前登録することにより、協力団体へ必要な情報を迅速に提供することができ、早期発見、保護につながるため、下記の窓口まで

相談願います。  
事前登録をされた方に、連絡先情報（高齢福祉課の連絡先を表示）を搭載したQRコードシール（圧着タイプ）を配布します。



## ■QRコードを携帯電話で読み込むと表示されます

場所がどこかわからない等、困っておられる様子が見られる場合は、最寄りの警察署か、井手町高齢福祉課まで連絡をお願いいたします。

登録のお申込み、問い合わせは、高齢福祉課（TEL 82・6165）または井手町地域包括支援センター（TEL 82・3690）まで。



# 子育て支援カレンダー



## 子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9時半～午後4時

3月	行事予定（行事がない日でも毎日遊びに来れます♪）		
と	き	内容	場所・備考
17日（火）	10:00～11:30	子育てサークル 「さんさん会」	
19日（木）	9:45～12:00	たんぼぼ広場 「バスでお出かけ」	※申込制
30日（月）	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館

4月  
4月の予定は子育て支援センターにお問い合わせください

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います。  
※新型コロナウイルスの影響により、予定されている事業等が中止・変更になる恐れがあります。事前にご確認をお願いします。

## 親子の広場

### \*たんぼぼ広場

対象：妊婦～就園前の親子

### \*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

### \*すくすくクラブ

対象：1歳半～2歳半の親子（申込制）

### \*のびのびクラブ

対象：2歳半～就園前まで（申込制）

## 子育てサークル

### \*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親  
活動日：月1回程度

### \*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親  
活動日：月2回程度  
場所：多賀保育園



※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。

## ●一時預かり「いちごぐみ」の利用について

お仕事や冠婚葬祭、リフレッシュなどのために一時預かりを行っております（有料）

【利用時間】平日8:30～16:30

土曜8:30～12:00

※料金やその他詳細は子育て支援センター（Tel 82-2232）までお問い合わせください

## ■消防署からのお知らせ

## 違反公表制度が始まります！

京田辺市火災予防条例が改正され、令和2年4月1日から違反公表制度を開始します。

近年、不特定多数の方が利用する建物において、多くの死傷者を伴う火災が全国で発生しております。また、これらの建物は、消防法令に関して違反があったことが指摘されています。

そこで、建物利用者が自ら防火安全性の判断ができるようにするため、消防法令に関して重大な違反がある建物の情報を公開する制度を開始することになりました。

### 【公表の内容等】

①公表の対象となる防火対象物

特定防火対象物（※1）で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の設置義務があり、立入検査でこれらの消防

用設備が未設置であることを確認した防火対象物。

### ②違反の内容

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置による設置義務違反。

### ③公表する事項

違反対象物の名称、所在地、違反の内容。

### ④公表の方法

京田辺市のホームページに掲載

※1 特定防火対象物  
劇場、映画館、カラオケボックス、飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル、病院、認知症対応型グループホーム、障害者支援施設、保健所、幼稚園などで、不特定多数の方又は、一人で避難することが難しい方が利用する建物。

お問い合わせは京田辺市消防署井手分署（Tel 82-3000）



人権問題の解決を  
みんなの手で

## いづみ人権交流センターの取組み紹介

いづみ人権交流センターでは、地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、相談事業や人権課題解決のために各種事業を行っています。

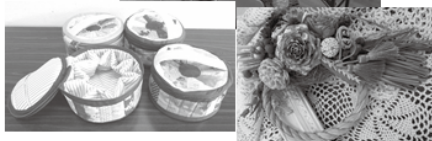
人権学習や異文化交流、料理教室やスイーツ教室、健康教室や太極拳、パソコン教室の他、様々な悩みに専門のカウンセラーが相談に応じる『こころの相談室』や児童虐待やDV相談、人権に関する相談や生活上の相談も受け付けています。

詳しくは、いづみ人権交流センターまでお問い合わせください。(Tel 82-3380 FAX 82-4112)



いづみふれあい学級・人権学習

手芸教室



料理教室

健康教室・太極拳・ピラティス



パソコン教室



いけばな教室

解放文化祭



**Q. 国民年金は、どのようなときに届出が必要になりますか？**

A. 国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。国民年金の届出は年金加入時だけでなく、結婚や就職、退職など被保険者の種別が変わったときなどにも必要です。

〈被保険者資格取得届〉

- ・厚生年金保険や共済組合に加入していない人が20歳になったとき(20歳になると日本年金機構から、国民年金加入に関する届出書が送付されます)
- ・会社を退職したとき
- 60歳までに退職し、厚生年金保険や共済組合の被保険者でなくなったとき
- 〈被保険者種別変更届〉
- ・配偶者が退職したとき
- ・配偶者が退職し、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき(配偶者が65歳に達して第2号被保険者でなくなったときを含む)
- ・収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき
- ・収入が増え、会社員や公務員などの被扶養配偶者でなくなったとき(パート収入が130万円以上になったとき)

〈被保険者資格喪失届〉

- ・会社に就職したとき

国民年金に加入していたが、厚生年金保険の適用事業所などに就職し、厚生年金保険や共済組合の被保険者になったとき

そのほか、平成31年4月から国民年金第1号被保険者(自営業の方など)に対して、産前産後期間の保険料免除制度が始まりました。

就職や60歳までの退職、結婚などによる国民年金の種別変更など各種届出については、変更がありましたら速やかに届出していただきますようお願いいたします。

お問い合わせは井手町役場住民福祉課まで (TEL 82-6164)



**「救命講習会開催のお知らせ」**

日時／4月11日(土)  
午前9時～正午  
場所／京田辺市消防署井手分署  
会議室

定員／10名程度  
参加費／無料  
受付／4月10日(金)午後5時まで  
\*お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署 (Tel 82・3000)

**講座・教室**

**【いづみまなび教室】**

《ペン習字》  
日時／4月9日(木)  
午後1時半～3時半  
持ち物／筆ペンまたは筆  
場所／いづみ人権交流センター

※3月17日のペン習字教室は中止となりました。

**《大正琴》**

日時／4月10日(金)  
午前10時～正午  
持ち物／大正琴・楽譜  
場所／いづみ人権交流センター

※3月の大正琴は中止となりました。

**《太極拳》**

日時／4月10日(金)  
午後1時半～3時半  
持ち物／運動できる服装・上履き  
場所／いづみ人権交流センター

※3月の太極拳は中止となりました。

※3月26日の健康教室は中止となりました。

※3月27日の人権学習は中止となりました。

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター (Tel 82・3380) まで

**【山吹ふれあいセンター天文台公開】**

日時／3月13日(金)  
午後7時半～9時  
場所／山吹ふれあいセンター  
・申込は不要です  
・天候などの条件により公開を中止する場合があります  
・夜間の開催になりますのでお子様だけの参加はご遠慮ください

\*お問い合わせは、社会教育課 (Tel 82・5700) まで



**【第23回ふれあい福祉まつり中止のお知らせ】**

3月29日(日)開催予定のふれあい福祉まつりについては、新型コロナウイルスの影響を鑑み、中止とさせていただきます。

\*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3901) まで

**健康**

**【成人・高齢者保健事業】**

《山吹体操クラブ・健康相談》  
日時／4月2日(木)  
午後1時半～3時

場所／玉泉苑  
対象／65歳以上

\*お問い合わせは、社会福祉協議会 (Tel 82・3901) まで

※3月12日の賀泉苑での山吹体操クラブは中止となりました。

**【介護予防事業】**

《脳トレ教室ひまわり》  
日時／4月8日(水)



午後1時半～3時  
場所／賀泉苑  
日時／4月1日(水)・8日(水)  
午後1時半～3時

場所／いづみ人権交流センター  
対象／65歳以上(ボランティアを含め、予防ゲームや脳トレに興味のある方は年齢関係なく参加可能)  
持ち物／お茶(水分補給用)  
費用／無料

・申込みは不要です

・この教室では認知症のことや介護などの相談も受け付けております。

\*お問い合わせは、地域包括支援センター (Tel 82・3690) まで

※3月の脳トレ教室ひまわりは中止となりました。

**子育て**

**【乳幼児健診】**

《3歳児健康診査》

日時／3月13日(金)  
対象／H 28・6・30～H 28・9・30  
生まれ

受付／午後1時～1時半  
場所／保健センター

《乳児健康診査》

日時／4月6日(月)  
対象／H 31・11・4～R 2・1・3生



まれ  
受付／午後1時～1時半  
場所／保健センター  
\*お問い合わせは保健センター(TEL 82・3385)まで



## 各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／3月16日(月)

午後1時～4時

場所／賀泉苑

日時／4月6日(月)

午後1時～4時

場所／玉泉苑

\*お問い合わせは、社会福祉協議会

(TEL 82・3901)まで

\*消費生活相談は、電話でも相談を受け付けております。相談専用番号

(TEL 090・5889・5367)まで

【こころの相談室(カウンセリング)】

日時／3月13日(金)・27日(金)・4月10日(金)

午前11時～午後1時50分

場所／いづみ人権交流センター相談室

\*こころの相談室は予約制です。

\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(TEL 82・3380)まで

【母子の相談・教室】

《育児相談》

日時／3月11日(水)

午前9時半～10時半

場所／保健センター

\*お問い合わせは保健センター(TEL 82・3385)まで

【無料法律相談】

日時／3月23日(月)

午後2時～4時

場所／玉泉苑

\*無料法律相談は予約制です

\*お問い合わせは、社会福祉協議会

(TEL 82・3901)まで



【障がい者相談】

日時／3月24日(火)・4月7日(火)

午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

\*障がい者相談は予約制です

\*お問い合わせは、高齢福祉課(TEL 82・6165)まで

◇ ◇

※新型コロナウイルスの影響により、予定されている事業等が中止・変更になる恐れがあります。事前にご確認をお願いします。

## 令和2年度自衛官募集案内

### 1 募集種目及び試験期日等

募集職種	受付期間	試験期日	資格
幹部候補生	令和2年 3月1日(日)～5月1日(金)	1次：5月9日(土)・10日(日) 2次：6月9日(火)～12日(金) 3次(海・空飛行要員のみ) 海：7月6日(月)～10日(金) 空：7月11日(土)～30日(木)	22歳以上26歳未満の者 (20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)) 修士課程修了者等(見込含) (は28歳未満)
		1次：5月9日(土) 2次：6月9日(火)～12日(金)	専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満の者 (薬剤科は20歳以上28歳未満の者)
一般曹候補生(第1回)	令和2年 3月1日(日)～5月15日(金)	1次：5月23日(土) 2次：6月24日(水)～6月29日(月) 2次はいずれか1日を指定します。	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在33歳に達していない者)
自衛官候補生	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。*	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限る)

(注) \*令和3年3月高等学校卒業予定者または中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、令和2年9月16日以降に行います。

### 2 受付及び問い合わせ先

- (1) 自衛隊京都地方協力本部(京都市中京区西ノ京笠殿町38 TEL 075-803-0820)
- (2) 宇治地域事務所(宇治市広野町西浦71-5 S.C OKUBO 202号室 TEL 44-7139)
- (3) その他 自衛隊各駐屯地・各基地においても案内を行っています。



## 猫君 富中 恵

20年生きた猫は、人に化けて言葉を操る妖怪「猫又」になる。將軍様の庇護のもと、江戸城内の学び舎「猫宿」で修業に励む新米猫又のみかんたち。猫宿の長は、魔王と呼ばれたあの戦国武将で…。



## 材料2つから作れる！ 魔法のてぬきおやつ てぬキッチン

材料2つのアイス、焼き時間3分のクッキー、混ぜてチンするだけのケーキ…。YouTubeで話題のてぬき料理研究家が、少ない材料で、誰でも失敗せずに美味しく作れるおやつ73品のレシピを紹介する。



## 金子みすゞ詩集 こころ いもとようこ

童謡詩人・金子みすゞの詩に、絵本作家・いもとようこが絵を添えた、美しい日本の詩（こころ）を伝える詩の絵本。教科書やCMでも知られる、「大漁」「こだまでしょうか」などの作品を収録。



## 知ろうAIというプログラム 山田 誠二

実用化が進み、社会的にもよく知られるようになったAI（人工知能）。「AIとは何か」から、発展の歴史、実現のための技術まで、イラストや図版を使ってやさしく解説。「チューリング・テスト」などのコラムも収録。



【開館日】 火曜日～日曜日  
【開館時間】  
4月～9月 午前10時～午後6時  
10月～3月 午前10時～午後5時  
☆3月・4月の休館日  
3月16・23・26・30日  
4月6・13・20・23・27・30日

☆貸し出し冊数および期間  
図書は1人12冊・2週間  
雑誌は1人5冊・2週間  
視聴覚資料は1人3点・1週間  
☆主な新着資料の紹介  
3月  
一般書  
「金子と裕而」五十嵐佳子  
「ドミノin上海」恩田陸

児童書  
「さくらがさくと」 とうごうなりさ  
「にくのくに」 はらぺこめがね  
「わたしたちの家が火事です地球を救おうとよびかけるグレッタ・トゥーンベリ」 ジャネット・ウインター  
「さらに、物語は迷いこむ」

3月・4月の出張貸出  
☆賀泉苑（毎週水曜日 午前10時～正午）  
3月11・18・25日  
4月1・8・15・22日  
☆玉泉苑（毎週木曜日 午後2時～午後4時）  
3月12・19・26日  
4月2・9・16・23日



「まむし三代記」木下昌輝  
「犬のかたちをしてしているもの」 高瀬隼子  
「終の盟約」 榎周平  
「ねなしぐさ 平賀源内の殺人」 乾緑郎  
「50代、足していいもの、引いていいもの」 岸本葉子

「朔と新」 いうとみく  
3月・4月の図書館行事  
《親子で楽しむかみしばい》  
4月11日（土）午後1時半から  
図書館・絵本コーナー  
《雑誌のリサイクル》  
3月7日（土）～15日（日）  
山吹ふれあいセンター・展示ホール  
（なくなり次第終了します。）



# ごみ収集日程表 (3月11日～4月10日)

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク包装容器、カン、ビン、ペットボトルは透明・半透明の袋に入れて出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約 (Tel 82 - 6168) してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙(その他の紙類)ごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	ペットボトル	粗大ごみ	プラマーク容器包装	その他
北水無	区 区 区	火・金曜日	3月26日	3月19日	3月12日 4月9日	4月2日	水曜日	火曜日
玉石高	水垣月 区 区 区	月・木曜日	3月27日	3月20日	3月13日 4月10日	4月2日	水曜日	火曜日
上手多賀	区 全 区	火・金曜日	4月2日	3月19日	3月12日 4月9日	3月26日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課 (Tel 82-6168) まで

## し尿収集日程 (2月から収集区域番号が変更になりました)

収集日	区域番号	収集区域
3月13日 4月6日	④	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
3月18日 4月9日	⑦	西南組、東南組、前川、立石、小弘、岩倉、馬場崎、墓ノ平
3月23日	⑨	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜、阿弥陀寺
3月25日	⑪	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内、下赤田、上赤田
3月27日	⑬ (変更なし)	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田、柏原
3月31日	⑮ (変更なし)	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
3月11日 4月2日	②	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、鳥休、柴木田

うちの収集日は...




※し尿収集日程に関するお問い合わせは、役場産業環境課 (Tel 82-6168) まで

## ごみの分け方・出し方



### 出せる物・出し方

-  「プラマーク」のあるボトル類、カップ・トレー類、袋類、チューブ・ふた類、発泡トレー・発泡スチロール類などのうち、簡単な洗浄で汚れが落ちる容器包装

- 汚れを取り除いて、透明または半透明の袋に入れて出してください。
- 汚れが落ちない容器包装については、「燃やすごみ」に分別してください。

- リサイクルの推進に、ご協力いただきますようお願いいたします。



# おめでとうございます

(1月16日から2月15日までの届け出分・敬称略)

出生  
結婚

住所	赤ちゃん	届出人
多賀	安福 叶愛	鈴香

住所	夫	妻
井手	西川 翔	中林 紘恵

## 公共施設電話番号一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
市外局番 0774		市外局番 0774	
総務課	82-6161	保健センター	82-3385
地域創生推進室	82-6170	地域包括支援センター	82-3690
企画財政課	82-6162	泉ヶ丘中学校	82-2070
税務課	82-6163	井手小学校	82-2119
住民福祉課	82-6164	多賀小学校	82-2112
高齢福祉課	82-6165	玉川保育園	82-2153
保健医療課	82-6166	多賀保育園	82-2225
建設課	82-6167	いづみ保育園	82-4160
産業環境課	82-6168	子育て支援センター	82-2232
上下水道課	82-6169	環境衛生センター	82-4651
会計課	82-6171	学校給食センター	82-3617
議会事務局	82-6172	まちづくりセンター橋坂	82-3838
教育委員会(学校教育課)	82-4333	町立デイサービスセンター	99-4318
山吹ふれあいセンター (図書館・社会教育課)	82-5700	老人福祉センター「玉泉苑」	82-3499
		老人福祉センター「賀泉苑」	82-5059
いづみ人権交流センター	82-3380 82-4112	京田辺市消防署 井手分署	82-3000
同和・人権政策課		井手町役場 代表番号	82-2001
いづみ児童館			

## 玉水駅前休憩所 さくら

営業時間 午前9時～午後4時半  
定休日 日曜・祝日

# さくら

(TEL 0774-82-3174)



## ふわとろ卵のオムライス

玉水駅前さくらでは、毎日手作りの日替わりランチをご用意しています。

今月の紹介ランチは、3月27日(金) オムライスです。テレビでも紹介された さくら特製「ふわとろ卵のオムライス」

ぜひ一度ご賞味ください。(600円)

# まちのカレンダー (3月11日～4月10日)

月日	曜日	行 事
3/11	水	育児相談・遊びの広場(午前9時半～10時半受付、保健センター) むすび家カフェ(午前11時～午後4時、むすび家ide)
12	木	
13	金	こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制) 3歳児健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター) 天文台公開(午後7時半～9時、山吹ふれあいセンター)
14	土	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
15	日	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
16	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑)
17	火	
18	水	むすび家カフェ(午前11時～午後4時、むすび家ide)
19	木	
20	金	春分の日
21	土	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
22	日	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
23	月	無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑・予約制)
24	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室・予約制)
25	水	むすび家カフェ(午前11時～午後4時、むすび家ide)
26	木	
27	金	こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制)
28	土	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
29	日	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
30	月	
31	火	
4/1	水	無火災デー防火パレード むすび家カフェ(午前11時～午後4時、むすび家ide) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
2	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)
3	金	
4	土	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
5	日	むすび家カフェ(午前7時半～午後2時半、むすび家ide)
6	月	乳児健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター) 心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑)
7	火	
8	水	むすび家カフェ(午前11時～午後4時、むすび家ide) 脳トレ教室ひまわり(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター・賀泉苑)
9	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、賀泉苑) ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
10	金	大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制) 太極拳教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)

※新型コロナウイルスの影響により、予定されている事業等が中止・変更になる恐れがあります。事前にご確認をお願いします。



発行：京都府綴喜郡井手町 編集：企画財政課 井手町ホームページ：<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

